

令和8年 第2回 長井市農業委員会総会議事録

1. 開催通知の期日 令和8年2月20日 金曜日
2. 総会招集の期日 令和8年2月20日 金曜日
3. 開会の日時 令和8年2月25日 水曜日 午前9時00分
4. 開会の場所 長井市役所 2階 庁議室
5. 出席委員(15名)

1番	平 子 良 之 委員	2番	片 倉 功 委員
4番	平 博 之 委員	5番	青 木 久美子 委員
6番	工 藤 俊 昭 委員	7番	渋谷 吉 介 委員
8番	青 木 龍 哉 委員	9番	寺 嶋 嘉 春 委員
11番	椎 名 一 志 委員	12番	高 橋 忠 委員
13番	鈴 木 憲 一 委員	14番	井 渕 博 昭 委員
15番	鈴 木 淳 一 委員	16番	高 橋 剛 委員
17番	寒 河 江 忠 委員		
6. 欠席委員(2名)

3番	小 林 美和子 委員	10番	安 部 剛 委員
----	------------	-----	----------

事務局職員出席者

高 橋 嘉 樹 事務局長	三 浦 美佐子 補 佐
井 上 克 俊 係 長	深 瀬 柊 介 主 事

議 事 日 程

令和8年2月25日 水曜日 午前9時00分開会

- | | |
|------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 日程第3 | 報告第4号 非農地証明願について |
| 日程第4 | 議案第4号 農地転用許可に係る制限の例外について |
| 日程第5 | 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第7 | 議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)について |

本日の総会に付した事件

議事日程と同じ

○ 寒河江 忠 議長

ただいまから 令和 8 年第 2 回長井市農業委員会総会を開会いたします。本日の会議に欠席の通告委員は、議席番号 3 番 小林 美和子 委員、議席番号 10 番 安部 剛 議員の両名であります。よって、ただいまの出席委員は、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項で定めてある過半数を満たし、定足数に達しております。それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名について議長より指名させていただきます。議席番号 4 番 平 博之 委員、議席番号 5 番 青木 久美子 委員のお 2 人にお願いいたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第 2 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について 事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 報告第 3 号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この 19 件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質問ないようですので、報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第 3 報告第 4 号 非農地証明願について 事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 報告第 4 号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この 1 件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それではご質問ないようですので、報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第 4 次に、日程第 4 議案第 4 号 農地転用許可に係る制限の例外について 2 件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

まずこちらの議案について差し替えをお願いします。皆様のお手元に配っている紙の議案書は差し替え後の議案書になりますが、タブレットの方に一度送信したものは「報告」となっておりますが、「議案」のほうが正しいのでご確認いただければと思います。それでは説明させていただきます。

— 議案第 4 号朗読後、説明 —

今月は 2 件で、どちらも農業用施設の設置に係る案件となります。番号 1 は川原沢の案件です。事業者は農事組合法人●●●●で、土地所有者は ○○○○氏です。土地の所在は川原沢字■■××番 1 で、地目は田、面積は 4,549 m²でございます。権利種別は所有権移転、設置する農業用施設は乾燥調製施設となります。続いて番号 2 勸進代の案件です。当該案件は事業者及び土地所有者が同じでどちらも ■■■■氏です。土地の所在は勸進代字■■××番 2 で、地目は畑、面積は 1,168 m²でございます。権利種別は、自己所有地でございますので権利移動等が発生しないため、ございません。設置する農業用施設は農機具の格納庫となります。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明が終わりました。ここで 寺嶋 嘉春 農地専門部会長より報告を求めます。

○ 寺嶋 嘉春 農地専門部会長

はい。先ほど事務局から説明ありましたことを頭に置いて、現況報告をさせていただきます。

議案第４号 農地転用許可に係る制限の例外について、現地確認を行って参りましたのでご報告いたします。現地確認は、令和８年２月１８日、農地転用案件の現地調査等を同時に行いました。

川原沢の案件です。事務局からの説明の通り、土地所有者は〇〇〇〇氏、事業実施者は、五十川の認定農業者である農事組合法人●●●●で、設置する農業施設は、農産物乾燥調製施設となります。周辺農地への影響についてですが、現地確認及び現地担当委員の協議を踏まえて、影響は少ないものと思われます。続いて、勸進代の案件です。こちらの案件に関しては、土地所有者と事業実施者が同一で、ともに勸進代の認定農業者である ■■■■氏となります。設置する農業用施設は、農機具等の格納庫です。周辺農地への影響についてですが、先ほどの案件と同様、現地確認及び現地担当委員との協議を踏まえまして影響は少ないものと思われます。なお、今月、２月９日に農地部会が開催され、その中で事務局から、簡易的にはありますが、このたびの転用許可の制限の例外に関する制度説明を事前に情報提供を受けておりまして、その際の説明等を踏まえた上で現地調査等も慎重に行ったところです。今回に関しては、周辺農地への影響等が少ないものと認められると判断したわけでありましたが、今後このような案件が出てきた際も、認定農業者だから問題なしとするのではなく、１案件ごとに慎重に現地確認等を行っていく必要があると思われます。以上で報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

ここで暫時休憩を挟みます。

休 憩（９：１１）

再 開（９：２５）

○ 寒河江 忠 議長

それでは休憩前に復して議事再開いたします。

事務局の説明及び農地専門部会長の報告が終わりました。なお、番号１は、高橋 剛 委員に関係がありますので、議案第４号 農地転用許可に係る制限の例外のうち、この１件を除く１件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。ご質疑ご意見ないので、採決いたします。議案第４号 農地転用許可に係る制限例外のうち、番号２の１件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第４号 農地転用許可に係る制限の例外のうち、番号２の１件について、これを承認することに意見決定いたします。ここで、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、高橋 剛 委員の退席をお願いいたします。

— 高橋 剛 委員 退席 —

○ 寒河江 忠 議長

議案第４号 農地転用許可に係る制限の例外について 番号１の１件について、ご質疑ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質疑ご意見ないので、採決いたします。議案第４号 農地転用許可に係る制限の例外のうち、番号１の１件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第４号 農地転用許可に係る制限の例外のうち、番号１の１件について、これを承認することに決定いたします。ここで高橋 剛 委員の復席を求めます。

— 高橋 剛 委員 復席 —

定による許可申請 21 件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 21 件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 21 件について、これを許可することに決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第 6 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、2 件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第 6 号朗読後、説明 —

1 番 九野本の案件です。地目がどちらも田、面積の合計が 10,562 ㎡となっております。権利種別は賃貸借で、貸付人が〇〇〇〇 及び □□□□ で、借受人が●●●●株式会社 代表取締役社長 ▲▲▲▲でございます。転用の目的は砂利採取のためです。続いて概要ですが、切込砂利を採取するため申請するものです。採取後の埋め戻しは山土を使用し水田に復元します。こちらは 900 ㎡を超えますので農地部会長報告案件、また 3,000 ㎡を超えますので、来月 3 月の常設審議委員会の諮問案件となります。続いて費用面ですが賃借料としまして◇◇◇万●●●●円。造成費として◇◇◇万●●●●円。その他として◇◇◇◇万●●●●円の総額□□万●●●●円となります。要件ですが、当該地は農用区域内の農地に該当するため原則として許可できませんが、砂利の採取を目的とする一時転用であり、農地を復元するために適切な措置が講じられると認められるため、許可は可能となります。造成はなし、法面は生じません。取排水は該当なし、雨水は地下浸透です。続いて番号 2 芦沢の案件です。地目がどちらも畑。面積の合計が 3,386 ㎡でございます。権利種別は所有権移転。譲渡人が芦沢在住の〇〇〇〇。譲受人が●●●●株式会社代表取締役 ▲▲▲▲です。転用目的ですが、系統用蓄電池の設置のためとなっております。概要ですが、申請地に系統用蓄電池を設置するため、申請するものでございます。こちらも 900 ㎡を超えますので、農地部会長報告案件、また 3,000 ㎡を超えますので、来月 3 月の常設審議委員会の諮問案件となります。続いて費用面ですが、土地取得費として総額◇◇◇万円。造成費として◇◇◇◇万円。工作物として、◇◇億●●●●万円。その他として◇億●●●●万円、総額□□億円となっております。続いて要件ですが当該地は中産間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第二種農地に該当するため、原則として許可できませんが、当該申請に係る事業の目的を達成することができる代替地が存在しないため、許可は可能となります。造成は約 1 メートルのご利用を行います。法面は自然植生により保護を行います。取排水は該当なし、雨水は地下浸透及び自然流下でございます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。ここで 寺嶋 嘉春 農地専門部会長より報告を求めます。

○ 寺嶋 嘉春 農地専門部会長

はい。今月の農地転用申請 2 件が 900 ㎡を超える案件であり、平 博之 農地専門副部会長、片倉委員、担当地区の平子委員、及び事務局と現地確認をして参りましたのでご報告いたします。まずは番号 1 の九野本の案件です。現地確認は 2 月 18 日に行いました。申請地は所有者が〇〇〇〇 及び □□□□ の 2 名で、一時転用により砂利採取を行う予定です。事業者は●●●●●で採取期間は、許可後から令和 9 年 4 月 30 日までの約 1 年間、掘削深は 8 メートルです。位置関係です。北側は公衆用道路、用悪水路を挟んで田。南側は公衆用道路、用悪水路を挟んで雑種地、田、畑、宅地。東側は田及び神社用地。西側は公衆用道路を挟んで田及び畑となっております。保安距離を十分に確保するため、周辺の農地に及ぼす影響は少ないと思われます。

続いて番号2の芦沢の案件です。現地確認は令和8年2月18日に行いました。申請地は、所有者が〇〇〇〇氏。転用事業者は●●●●株式会社で系統用蓄電池を設置する予定です。位置関係についてです。北側は宅地、南側は用悪水路を挟んで雑種地及び原野、東は畑及び宅地。西側は道を挟んで畑となっております。周辺の影響についてですが、緩衝地を設けるため周辺に及ぼす影響は少ないと思われます。系統用蓄電池の設置という件は初めてでありまして、どのようなものであるかカタログを見たりして緊張して確認にまいりました。この現地確認の時に質問とか意見が出まして、音だったり周辺に及ぼす温度だったり、箱型のやつで、太陽の反射等も結構大きいのではないかという質問もあり、事務局が業者に質問して聞いたところ、音については近隣の方々には迷惑がかからないであろうという内容だったそうです。また周りの方々とは、座談会や説明の機会を何回も設けているようでした。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明及び農地専門部会長からの報告が終わりました。皆さんから、ご質疑、ご意見ございませんか。

○ 16 高橋 剛 委員

はい。

○ 寒河江 忠 議長

はい。16番 高橋 剛 委員。

○ 16 高橋 剛 委員

休憩をお願いします。

○ 寒河江 忠 議長

はい。暫時休憩いたします。

休 憩（ 9：46）

再 開（10：12）

○ 寒河江 忠 議長

それでは休憩前に復して議事再開いたします。ほかにご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それではご質疑ご意見ないので、採決いたします。議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請2件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請2件について、これを許可することに意見決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第7 議案第7号 農地利用集積等促進計画（案）について、所有権移転2件、賃貸借権8件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第7号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。農地利用集積等促進計画（案）10件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないので、採決いたします。議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）10件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）10件について、これを承認することに意見決定いたします。

以上をもちまして、令和8年第2回 長井市農業委員会総会を終わります。

閉 会 10：15

上記のとおり、令和8年第2回 長井市農業委員会総会 の顛末を記録し、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和8年2月25日

議 長	会 長	_____	㊟
議事録署名委員	4 番	_____	㊟
議事録署名委員	5 番	_____	㊟